◎知事(谷本正憲君)　佐藤県議の一般質問にお答えします。

政府は昨年7月に行われた国の存立を全うし、国民を守るための切れ目のない、安全保障法制の整備について、閣議決定をされたわけであります。この決定にもとづいて、関連法案を取りまとめ、本年5月15日、国会に提出をされたわけであります。これらの法案は現在国会において審議が行われておるわけであります。国民の生命、安全を守るための安全保障は国の最も基本的な責務の一つであります。まさに国会あるいは政党間で十分に議論をして頂くべきそういう大事な課題だと、このように思うわけであります。

次に、戦後70周年についての御質問がございました。核兵器や戦争の無い平和で安全な社会であることを願う気持ちは日本国民全ての願いであろうと思います。世界の人々の共通の悲願でもあると、このように理解いたしておるわけであります。本県においても、平成10年の2月に県議会が核兵器の廃絶と世界の恒久平和の実現をねがって非核石川県宣言を決議されました。私自身も平和のとうとうさ、大切さについては、議会党で表明をするとともに、毎年7月には戦没者慰霊式を開催し平和への誓いをたてるなど、平和への取り組みをおこなっているところでございます。

ことしは戦後70年という節目でもございます。核兵器のない恒久平和の一日も早い実現を願うと同時に、痛ましく悲しい戦争体験を、決して風化させることなく、平和の尊さ、大切さを、長く後世にしっかり伝えていくことが何よりも大切である、という思いを強くいたしているところでございます。

◎総務部長(黒野嘉之君)　私からまず地方創生につきまして、国の交付金を充当した事業に関して、お答えいたします。地方創生については、いしかわ創生総合戦略の策定に先行しまして現時点で考え得る施策を当初予算に最大限に盛り込んだところであり、現在鋭意執行に努めているところでございます。お尋ねの今年度先行実施している事業の対年度以降の対応については、28年度当初予算の編成過程において事業の効果や課題等を検証し個別に検討することとしております。また、いしかわ創生総合戦略にかかる各種施策に必要な財源については、28年度の国の予算や地方財政対策の内容が示さなければ県税や地方交付税、国の補助事業等を見積もることができないため、現時点で示すことは難しい状況にございます。

　　　　いずれにいたしましても、県としては本県の強みを最大限生かしながら、人口の自然減、社会減両面からの対策を講じていく必要があると考えており、今後の国の動向を注視してまいりたいと考えております。

　続きまして、地方税滞納整理機構についてでございますが、地方税滞納整理機構は市町が徴収事務を担っている個人住民税の収入未済額が県税全体の大半を占めることから、県及び参加市町が共同して個人住民税の滞納整理を行うことを目的として設立したものであります。昨年度は四地区の地方税滞納整理機構において個人住民税の徴収引受額3億7,800万円のうち1億7,800万円を徴収し、滞納額の縮減に努めているところであります。滞納整理に当たりましては納税者の収入や財産等の実情を把握し、経済的な事情により納税ができない場合について地方税法が定める徴収緩和制度の要件であります生活困窮者等に該当することが判明したときは徴収猶予や分割納税を認めるなどの柔軟な対応をとっているところでございます。一方、何度かにわたる督促や催告にも応じない「また分納誓約が履行されないなど納税の意思が見られない悪質な場合につきましては最終手段として差し押さえを行うものでございます。

個人住民税の滞納整理に当たっては納税者の個々の実情を十分把握し、引き続き地方税滞納整理機構を活用し、市町と連携しながら滞納整理に取り組んでまいりたいと考えております。

◎危機管理監(絈野健治君)　原発問題についてお答えいたします。

志賀原子力発電所の敷地内破砕帯に関しましては先月、国の評価会合の有識者が示した見解は、同じ破砕帯を確認しながらもこれまでの北陸電力の主張とは大きく異なるものでありました。そのこと自体、北陸電力と有識者で科学的根拠に基づき双方向で議論が行われたのか、国民、県民にも納得できるようわかりやすく説明すべきではなかったかと考えております。一方で、国は今後、敷地内破砕帯に関して評価会合における議論を踏まえ評価書案を取りまとめる予定としております。こうしたことから、国の評価書案がどのような内容となるのか注視していく必要があると考えておりますが「国には科学的な根拠に基づき厳正な審査を行い、地元住民はもとより、国民の理解と納得が得られるようしっかり説明責任を果たすことを引き続き強く要望してまいります。県としても今後の国の審査状況を踏まえ、原子力安全専門委員会においてしっかりと討議してまいりたいと考えております。

いずれにしても、原子力発電所は安全確保が大前提であり「国が責任を持って取り組むとともに、北陸電力には今後ともより一層の安全対策に取り組むよう求めてまいりたいと考えております。以上でございます。

◎企画振興部長(藤崎雄二郎君)　公共施設、行政サービスの集約化についてでございます。

いしかわ創生総合戦略の内容につきましては今後検討を進めることになっておりますけれども、現時点で国において公共施設や行政サービスを拠点とする中心自治体に強制的に統廃合するといった動きは承知をしていないところでございます。

なお行政サービス等を各市町間で連携して取り組むかどうかについてはまずはそれぞれの市町が自主的に必要性を検討していくことが基本でございまして、県としてはそうした検討状況を注視してまいりたいと考えております。

◎健康福祉部長(高本和彦君)　まず最初に、予防接種等の経済的負担についてでございますが、子供のインフルエンザやおたふく風邪は法に基づかない任意の予防接種の位置づけでございますが、県内では経済的負担を軽減するため、インフルエンザは19市町が、おたふく風邪には10市町が費用の助成を行っているというふうに聞いているところでございます。予防接種法に基づく定期接種については市町が実施主体となっていることから、法に基づかない任意の予防接種に対する助成につきましても個々の市町の判断で行われてきた経緯がございまして、今後も市町での対応ということが基本になるというふうに考えているところでございます。

次に介護保険制度についてでございますが、今般の介護報酬改定につきましては一部の事業者からは、経営が厳しくなりサービスの低下を危惧する声も聞かれるところでございますが今後、介護の現場にどのような影響が出てくるかにつきましては事業者や関係団体からも十分にお話をお聞きするなどして、県としても引き続き適切に実情の把握に努めまして、必要があれば国に対して要望してまいりたいと考えております。

次に、今回の特別養護老人ホーム等の食費や居住費に係る負担軽減のために設けられている捕足給付の見直しにつきましては、一定の資産を有するなど負担能力のある方にはそれに見合った負担をしていただくことで、住宅で暮らす方との公平性を担保する観点から実施されたものとお聞きしておりますが、所得が低いなど食費や居住費の全額負担が困難な方々におきましては引き続き負担軽減の対象となるものでございます。

また、特別養護老人ホームの新規入所につきましてはことしの4月から原則要介護3以上の方に限定されることになりましたが、3月31日時点で入所していた方は引き続き入所できるほか、要介護1、2の方につきましても認知症や家族が高齢、虚弱等の理由で特別養護老人ホーム以外の生活が著しく困難であると施設や市町が判断した場合、要介護3以上の方と同様に審査を経て入所できることとなっております。

県といたしましては市町と連携の上、これらの制度改正について利用者や家族の方に周知に努めるとともに個別の御相談にも応じることにしておりますが、今後その影響につきましては十分に注視し、必要に応じて国に要望するなど適切に対応してまいりたいと考えております。

次に、国民健康保険制度の都道府県化についででございますが、国民健康保険制度につきましては今般の法改正により平成30年度から県が財政運営の主体となるほか、市町はこれまでどおり保険料の賦課徴収などの事務を引き続き行うことなど制度の大枠が示されたところでございます。一方、改正法等に基づき市町が保険料率を定める際に参考とする県が示す標準的な保険料率など、制度の詳細につきましては今後国が地方と協議しつつ検討していくこととしておりますので、県といたしましてはその協議内容を注視するとともに必要に応じて全国知事会等を通じて要望してまいりたいと、このように考えております。

なお、国は国会審議の中で制度改正後においてもー般会計からの繰り入れ自体は各市町の判断であり、制度によって禁止することはできないとの見解を示したとお聞きしているところでございます。

以上でございます。

◎商工労働部長(田中新太郎君)　初めに、住宅リフォームに対する助成について御質問がございました。住宅リフォームにつきましては、健康福祉部ではバリアフリー化の促進環境部では省エネ化の促進、農林水産部では県産材の利活用の促進、土木部では耐震化の促進といったそれぞれの政策目的に沿った助成制度を設けているところでございまして、商工労働部といたしましては御指摘の経済対策的な観点での助成制度の新設は考えておりません。

次に、商店街等の個別店舗の改修等に対する助成について御質問がございました。既に県内では五市町において助成制度を設けております。県といたしましては、平成18年に都市計画法や中心市街地活性化法、大立地法のいわゆるまちづくり三法が改正をされ、以後市町が主体となってみずからの責任でまちづくりを行っていくという仕組みがより明確になる以前には商店街単位でのハード支援も行ってまいりましたが、平成19年以降は商業活性化推進基金の運用益を活用し、にぎわい創出などに対する支援に、シフトしたところでございます。また、個別店舗のハード整備につきましては県の制度融資により資金の融資も行っているところでございまして、今後とも市町との役割分担を踏まえながら商店街の取り組みを支援してまいりたいと考えております。

次に、加賀東芝エレクトロニクスの研究開発部門の集約に伴う増設について質問がございました。今回の総投資額は約10億円、東芝本社からの移転従業員を合わせた雇用の増加は約200人、うち100人を新たに雇用する計画となっており、移転従業員による移住人の増加にもつながるものと期待をしております。これは本市機能の一部である研究開発処点の移転集約となりますことから、本年度創設しました本社機能立地促進補助金の適用第一号とすることといたしておりまして、補助金額につきましては研究棟の完成後、実際の投資額と雇用者の増加入数が確定した段階で補助要綱に基づき算定することとなりますが、要綱上は投資額の7.5％及び増加雇用人数一人当たり50万円を助成することといたしております。

以上でございます。

◎農林水産部長(棗左登志君)　私のほうから3点お答えをいたします。

まず、農協、農業委員会の果たしてきた役割と農協法等の改正についてでございます。農協は営農指導、や農産物の共同販売のほか、信用、共済事業を総合的に展開することによりまして農業生産力の増進及び農業者の経済的、社会的地位の向上を目指す農業者の共同組織でございます。また、農業委員会は市町の行政委員会として農地の売買、貸借の許可など農地法等の事務を適正に執行してきているところでございまして、いずれも本県農業施策の推進に重要な役割を果たしてきたものと認識しているところでございます。

今回の農業協同組合法等の一部改正につきましては国会において十分議論されるものと考えているところでございますが、法改正の趣旨は農業の成長産業化を図るため農協や農業委員会等の一体的な見直しを実施するものであり、これにより地域の農協が自由な経済活動を行い農業所得の向上に積極的に取り組めるようになるとともに、農業委員会による農地利用の最適化が促進されるようになるものと承知しているところでございます。

次に、農業参入支援ファンドについてでございますけれども、このファンドは条件不利地域など担い手がいない地域におきまして一定定規模以上の耕作放棄地の再生等に取り組む企業や農業法人に対しまして、経営が軌道に乗るまでの当初5年間、収支を均衡させるために必要な助成を行うことにより経営の下支えを行うものでございます。本年3月に支援を決定をいたしました3社につきましては、茨城県に本社を置きますワールドファームが能登町に9.9ヘクタール、スギヨファームが穴水町に6.6ヘクタール、農事組合法人なたうちが七尾市に17ヘクタールの規模で参入をいたしまして既に営農が開始されているところであり、耕作放棄地の再生等につながっているものと考えております。

最後に、手取川の濁水に関しての御質問がございました。県ではこれまで市町、JA等と連携をし、農業者に対しまして水稲やトマトなどの栽培管理の留意点等を一記したチラシの配布等による情報提供あるいは営農指導を行ってきておりまして、収量への影響はほぼないと考えているところでございますが、これから梅雨時期を迎えますことから去る6月3日に農林水産省、林野庁、国土交通省に対しまして斜面崩落防止等濁水解消のための応急対策の早期実施及び抜本的対策の検討実施、濁水による影響を受けた農業者、漁業者などの地域住民への支援について要望してきたところでございます。また、先週12日に国が開催しました手取川濁水関係連絡会の場におきましても同様の内容について要望してきたところでございます。

引き続き濁水の早期解消に向けまして、関係者とともに国に対してしっかり要望してまいりたいと考えております。

以上でございます。

◎教育長(木下公司君)　教科書採択地区の変更についてお答えいたします。

6月2日に行った小松・能美採択地区の変更の主な理由といたしましては、小松市教育委員会が地域の実情を生かした教育をさらに推進したいとして単独採択への強い意思を示したこと、能美市教育委員会、川北町教育委員会も相互に協議の結果、やむを得ないという意思を示したこと、県教育委員会として単独採択を認めない特段の理由がなかったこと、これらのことからこれまでどおり行うよりも採択地区を変更することがより現実的と判断したものであります。

以上であります。

◎佐藤正幸君（再質問）　多岐にわたるものがあるんですが、一点だけ知事にお尋ねをいたします。

原発問題なんですけれども、私は北電と有識者の方々が既に同じ土俵に上がって議論してきたことをお認めになるかどうかというふうにお聞きしたんです。大きく結論が異なると。それは当然そうでしょう。再稼働を進めたい北電のほうが断層ではないと、活動性はないと説明して、それをもとに違う結論を出したと。大きく異なるのは当然であると、そういうことだったわけですよ。だから既に同じ土俵に上がって議論してきたのかどうかと、ここは知事の認識はいかがでしょうか。

◎知事(谷本正憲君)　私は必ずしもそうは思いません。新聞報道等でしか、わかりませんけれども、本当に具体的に真摯にやりとりが行われたのかどうか。言いっ放し、聞きっ放しでお互い自分の思いだけをぼんと言っているという感じが、なきにしもあらず。私はそんな印象を強く受けますので、同じ事象を見ながら結論が正反対になるというのがよくわからない。お互い一つ一つ、すり合わせをしながら議論を私は収れんさせていく必要があるのではないかと思うんですよね。恐らく北陸電力さんはいろんな科学的なデータに基づいて資料をお出しになっている。評価委員会側はひとつの推論に基づいておやりになっている。そして、13万年以上以降、一度も破砕帯は動いたことはないということについても全員合意をされているということがあるわけですよね。そういうことになればもう一度お互いにあなたの言っている，ここはこういうことでおかしいんじゃないかとか、いや我々の主張はこうなんだけど、おたくが言っているのはこういうことがむしろ問題じゃないですかとか、ふつうはそういうやりとりがここはあって、そして議論を収れんさせていくということが私はこういう問題にはとくに必要じゃないのかなというかんじがするんですよね。最初からもう破砕帯はあったんだとか、そういう形できめつけて議論をするんではなしに、そこは十分にやっぱり時間をかけて議論をすり合わせをしながらやっていくということが僕は大変大事じゃないのかなって思うんですよね。北電さんも客観的な解析データに基づいて何か説明をしておられるとお聞きするんで、その解析データが十分なのか不十分なのか、そういったところも含めてきちっと議論を一つ一つ積み上げていくというそういう過程が必要なんではないのかなという、私はそういう印象を強くもっておるもんですから、そう申し上げているということなんで、佐藤さんのように明確にぽんとー刀両断になかなかできるほど単純なものではないというふうに思いますので、そこは御理解いただきたいというふうに思います。

◎佐藤正幸君　やめとこうと思ったんですけど、そういう答弁でしたので、もういちど改めてお聞きをしますけれども、推論といふうにおっしゃいましたが、それは違います。規制委員会の有識者会合の皆さんはきちんと現地調査もした上で科学的な根処に基づいて公正、中立に判断をした結果を出したと。そこはきちんと知事としてはお認めになったほうがいいと思いますが、そこを再度お聞きしておきたいと思います。

◎知事(谷本正憲君)　いや、佐藤議員はそうおっしゃっているんでしょうが、13万年前のことをこういう形できちっと決めつけてやるということが本当にできるのかなと。そこはやっぱり推論ということになるんでしよう、その推論の根拠はどこにあるのかということをできるだけお互いすり合わせて僕はやるということは大事だと思いますよ。佐藤議員のようにー刀両断でぽーんとやれるなら、これは非常に簡単な話だというふうに思いますよね。北陸電力さんもいろんなデータを収集して、そこへお出しになっているわけですから、そのデータの一つ一つについてのデータは間違っているよとか、これは極めてずさんなデータだとか、これは全く根処のないデータですよ、そういったことを一つ一つ整理をしながら議論を進めていくというのが私は本来のやり方ではないのかなという感じがするんですよね。13万年前のことですから、一只は推論以外の何物でもないんじゃないですか。13万年前にさかのぼって、その時代にさかのぼって行って調べるなんてことはこれは不可能なわけですから、だから推論にどれだけの説得力があるのかという。だから、同じ事象を見ながら180℃結論が違うというのは、これはお互いにもっと議論をすり合わせていかなきゃいけないとじゃないのかなと私はそういう印象を持っているんです。